

### 3. 本研究において調査対象とした公共スポーツ施設

#### 3-1 本研究における公共スポーツ施設の定義

わが国には多くの公共スポーツ施設が存在し、その種類もさまざまである。公共スポーツ施設の把握において、最も精度の高い文部科学省「平成 20 年度社会教育調査報告書」（2010 年 4 月）で調査されている施設種別は、陸上競技場や体育館といった施設から、すもう場、アイススケート場、さらには冒険遊具コースやスカイスポーツ施設（パラグライダー、ハングライダー等）など、項目としてあげられている施設だけでも 50 種に及び、その合計は 4 万 7,925 を数える。社会教育調査で把握されているこれらの施設は「社会体育施設」と呼ばれ、わが国の公共スポーツ施設の基礎データとなっている。また、わが国には「社会体育施設」以外にもスポーツ施設は存在し、青少年教育施設（青年の家、少年自然の家など）や女性教育施設（男女共同参画センター、女性センターなど）、公民館に付帯するスポーツ施設などがそれにあたる。このような施設は文部科学省「体育・スポーツ施設現況調査」によって社会教育調査とは別に把握されている。

本研究ではこれらの施設種別のうち、「体育館」（武道館を含む）、「プール」（原則として屋内にあり、通年で使用が可能なもの）、「総合運動公園」の 3 種を調査対象の基本条件として選択した。この 3 種を選択した理由は、①一定の数が存在すること、②体育館は球技を中心に、幅広いスポーツ活動の場となっていること、③プールは子どもから高齢者までニーズが高く、競技・レジャー・健康体力づくりなどのさまざまな目的で利用されていること、④総合運動公園は大規模な施設が多く、体育館またはプールの併設の有無によって調査対象外とすると公共スポーツ施設を表す母集団として偏りが出る恐れがあることの 4 点である。また、体育館・プールはその設置形態が多岐にわたるため、さらなる分類を行ったうえで、次の 8 施設種別を調査対象とした（表 1）。具体的には、(A) 単独で存在する体育館または武道館（例：〇〇県立体育館）、(B) 単独で存在するプール（例：〇〇県立総合プール）、(C) 体育館またはプールが単独ではなく、他の施設と複合的に集積している施設（例：〇〇総合スポーツセンター）、(D) 総合運動公園（例：〇〇県総合運動公園）、(E) 体育館またはプールを併設する青少年教育施設（例：〇〇県少年自然の家）、(F) プロスポーツの試合やコンサート等の興行で使用される施設、(G) 体育館またはプールを併設するが、スポーツ以外の利用も想定されている施設（例：〇〇市民センター）、(H) 体育館またはプールを併設し、主として障害者の利用が想定される施設（例：〇〇障害者福祉センター）の 8 分類である。

表 1 本研究における調査対象施設の種別と定義

施設種別		定義
A	体育館（武道館）	単独で存在する体育館（武道館）。
B	プー ル	単独で存在するプール。原則として屋内にあり通年で使用が可能なもの。
C	複 合 施 設	体育館またはプールが単独ではなく、他の施設と複合的に集積している施設。
D	総 合 運 動 公 園	運動公園として複数のスポーツ施設が集積している施設。 体育館またはプールの存在は考慮しない。
E	青 少 年 教 育 施 設	体育館またはプールを併設する青年の家、青少年の家、自然の家など。
F	興 行 等 施 設	興行等で使用される大規模施設。体育館またはプールの存在は考慮しない。
G	ス ポー ツ 外 施 設	体育館またはプールを併設するが、スポーツの実施のみが主目的ではない施設。
H	障 害 者 施 設	体育館またはプールを併設し、主として障害者の利用を想定して設置された施設。

### 3-2 調査対象とした公共スポーツ施設の抽出手順

本研究では、可能な限り調査対象とする公共スポーツ施設の代表性を担保するため、都道府県、政令指定都市、基礎自治体を対象に文部科学省「社会教育調査」および自治体公式ウェブサイトなどの資料を参考に、表 1 の定義に基づいて調査対象施設の抽出を行った。以下、自治体の選択基準および調査対象施設の抽出手順について述べる。

まず自治体について、都道府県は全数である 47、政令指定都市は 10、基礎自治体は三重県内の市町の全数である 29 自治体を対象とした。20 ある政令指定都市のうち半数の 10 自治体を対象とした理由は、近年に市町村合併して誕生した政令指定都市にある公共スポーツ施設は、合併前の旧市町村時代に整備されたものが多いと予想され、その財源データの回収が困難と判断したためである。したがって、2000 年以前に指定都市であった 12 市のうち地理的条件を加味して 10 自治体（札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、福岡市）を選択した。

政令指定都市を除く基礎自治体は、すべての自治体の回答を得ることは困難であるためサンプル調査とした。また、別々の都道府県におけるいくつかの自治体を対象に調査を実施するよりも、ひとつの都道府県を対象を絞り、その都道府県下のすべての基礎自治体から回答を得るほうが望ましいと判断した。三重県を選択した理由は、①政令指定都市を含む道府県ではない（政令指定都市のみの分析を行うため、重複を避ける）、②東京都ではない（特別区を含むため、また、予算・人口ともに外れ値のため）、③村がない（公共スポーツ施設が少ないと想定されるため）、の 3 つの条件で残った県のうち、最も自治体数が多い（29 自治体）ことである。

次に調査対象施設の抽出の手順であるが、ひとつの自治体内に同じ施設種別の施設が複数存在する場合には、回答者の負荷を軽減するため、抽出されたすべての施設を

調査対象とするのではなく、一定の基準による絞り込みを行っている。

都道府県においては、施設種別（A）～（D）および（F）～（H）の7種は抽出された施設が多くないため、すべてを調査対象とした。（E）青少年教育施設については、①原則として設置年が判明していること、②3施設以上ある場合は、同じ年代（西暦による10年刻み）に設置された施設は1つのみを対象とすること（2施設の場合は年代を考慮しない）、③同じ年代に設置された施設のうち、対象の施設を選択する基準は無作為に行うことの3点を条件に調査対象施設を絞り込んだ。

政令指定都市においては、施設種別（D）（F）（H）の3種は抽出された施設が多くないため、すべてを調査対象とした。（A）（B）（C）（E）（G）の5種は、①原則として設置年が判明していること、②同じ年代に設置された施設を対象とする場合は最大2つまでとすること、③3つ以上同種別、同年代に設置された施設がある場合、対象としない施設を選択する基準は無作為に行うことの3点を条件に調査対象施設を絞り込んだ。ただし、（G）スポーツ以外の利用が想定される施設については、「市民センター」と「生涯学習センター」のように明らかに別種と考えられる施設もあることから、3つ以上存在する場合にはそれぞれの施設について年代による絞り込みを行った。また、三重県内の市町においては、抽出された施設が多くないため、年代による絞り込みを行うことなくすべての施設種別を調査対象とした。この手順を踏まえて抽出し、調査対象とした施設は、都道府県361施設、政令指定都市173施設、三重県内市町101施設の合計635施設である（表2）。

表2 本研究における調査対象自治体および施設種別

施設種別	調査対象自治体			
	都道府県	政令指定都市	三重県内市町	合計
	対象 47 回答 43	対象 10 回答 8	対象 29 回答 29	対象 86 回答 80
A 体育館(武道館)	75(80)	53(39)	62(62)	190(181)
B プール	26(30)	26(23)	4(9)	56(62)
C 複合施設	20(20)	16(14)	2(2)	38(36)
D 総合運動公園	89(74)	18(8)	20(17)	127(99)
E 青少年教育施設	83(80)	11(6)	0(0)	94(86)
F 興行等施設	5(3)	9(9)	0(0)	14(12)
G スポーツ外施設	21(19)	28(23)	12(11)	61(53)
H 障害者施設	42(39)	12(9)	1(1)	55(49)
合計	361(345)	173(131)	101(102)	635(578)

注1) カッコ内は回収数。

注2) 「複合施設」および「総合運動公園」の中にある「体育館」および「プール」の個別の財源が判明した場合や現在建設中の「体育館」および「プール」のデータが存在するため、対象施設よりも回収数が多い場合がある。